

新潟市告示第 133 号

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、ふるさと融資貸付金の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 8 年 2 月 26 日

新潟市長 中原 八一

記

1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 一般財団法人 地域総合整備財団 理事長 末宗 徹郎
所在地 東京都千代田区麴町 4-8-1

2 徴収事務を行わせる歳入

ふるさと融資貸付金

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 8 年 2 月 16 日

4 徴収事務を委託した日

令和 8 年 2 月 16 日

5 徴収事務を行わせる期間

令和 8 年 2 月 16 日から